

1. 登録無形文化財の登録制度及び保持者等の認定制度

重要無形文化財以外の無形文化財（地方指定を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。また、登録にあたっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

2. 生活文化関係の登録基準について

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化のうち、次の各号のいずれかに該当するものを登録。

- 1 芸術上の価値の高いもの
- 2 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 3 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

3. 保持者又は保持団体の認定について

(1) 保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者を認定。

(2) 保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体を認定。

4. 登録無形文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録無形文化財	6 件	1 件	7 件

※登録無形文化財は、令和3年6月14日に一部が施行された、文化財保護法の一部を改正する法律により新設

【参考】過去に無形文化財に登録された案件（生活文化・食文化）

（生活文化分野）書道（令和3年）

華道（令和6年）

（食文化分野）伝統的酒造り（令和3年）

菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）（令和4年）

京料理（令和4年）

手揉み製茶（令和6年）